

長崎広域連携中枢都市圏

連携協約書

平成 28 年 12 月

長崎市 長与町

長崎市及び長与町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約

長崎市（以下「甲」という。）及び長与町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が、人口減少・少子化・高齢化社会にあっても、住民が安心して快適に暮らしを営むことができる都市圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次条に規定する取組について、相互の資源及び機能を活用し、連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組、政策分野、取組内容並びに甲及び乙の役割は、別表のとおりとする。

（費用分担）

第4条 前条に規定する取組を処理するために要する費用の分担については、甲及び乙が協議して別に定める。

（協議）

第5条 甲及び乙は、相互の連絡調整を図るため、毎年度協議を行う。

（失効）

第6条 甲又は乙が、この連携協約の失効を求める場合は、あらかじめ地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て、その旨を相手方に

通告することができる。

2 この連携協約は、前項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

この協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

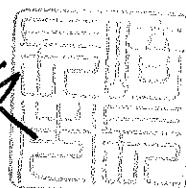
平成28年12月27日

甲 長崎県長崎市桜町2番22号

長崎市

市長

(印)ヒ 富久

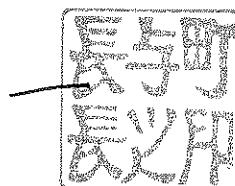


乙 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

長与町

町長

吉田慎



別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

政策分野	取組内容	市町の役割	
		甲	乙
(1) 経済成長戦略の策定	圏域の企業、大学、研究機関、金融機関等の代表で構成する審議会において、圏域の経済成長戦略の策定、推進及び進捗管理を行う。	審議会の運営を担い、圏域の経済成長戦略の策定並びに同戦略に基づく施策の推進及び進捗管理を行う。	甲と協力し、圏域の経済成長戦略の策定及び同戦略に基づく施策を推進する。
(2) 産業クラスターの形成及び地域製造業の振興	圏域の海洋産業クラスターの形成及び地場製造業におけるものづくりの生産性向上に向けた支援を行う。	圏域の海洋産業クラスターの形成及び地場製造業におけるものづくりの生産性向上に向けた支援を行う。	甲と協力し、圏域の海洋産業クラスターの形成及び地場製造業におけるものづくりの生産性向上に向けた支援を行う。
(3) 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の多様な資源を活用し、地場産品のブランド	圏域の地場産品のブランド育成、販路拡大及び消	甲と協力し、圏域の地場産品のブランド育成、

	大	ド育成、販路拡大及び消費拡大に取り組む。	費拡大に取り組む。	販路拡大及び消費拡大に取り組む。
(4) 戰略的な観光施策の推進		圏域への観光誘客、コンベンション誘致等交流人口の拡大に取り組む。	圏域への観光誘客、コンベンション誘致等交流人口の拡大に取り組む。	甲と協力し、圏域への観光誘客、コンベンション誘致等交流人口の拡大に取り組む。

2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

政策分野	取組内容	市町の役割	
		甲	乙
(1) 高度な医療サービスの提供	関係機関と協力し、救急医療体制の整備、先進医療の充実等安定的な診療体制の確立を図る。	関係機関と協力し、救急医療体制の整備及び先進医療の充実に取り組む。	甲と協力し、救急医療体制の整備及び先進医療の充実に取り組む。
(2) 高度な中心拠点等の整備	圏域の交流拠点としての機能の整備を推進し、域外からの交流人口の拡大を図る。	圏域全体の交流人口の拡大に資する拠点の整備を推進する。	甲と協力し、交流人口の拡大に資する取組を支援する。
(3) 高等教育支援	圏域の大学と連携し、長崎のまちの学びの場としての魅力向上に向けた取組及び情報発信を行い、圏域への進学及び就職の促進を図る。	圏域の大学と連携し、長崎のまちの学びの場としての魅力向上及び情報発信に取り組むとともに、学生の社会調査活動の支援を行う。	甲と協力し、長崎のまちの学びの場としての魅力向上及び情報発信に取り組むとともに、学生の社会調査活動の支援を行う。

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

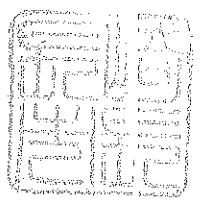
政策分野		取組内容	市町の役割	
			甲	乙
(1) 生活機能の強化に係る政策分野	医療	広域的な二次救急医療体制の維持・確保に取り組む。 ※	乙及び関係機関と連携し、二次救急医療体制の維持・確保のための支援を行う。	甲と連携し、二次救急医療体制の維持・確保のための支援を行う。
	介護	圏域で介護サービスを提供する介護事業所等を支援し、介護の質の向上を図る。	乙と連携し、圏域の介護事業所等の介護ケア向上のための各種事業に取り組む。	甲と連携し、圏域の介護事業所等の介護ケア向上のための各種事業に取り組む。
	福祉	圏域内での子育て支援のネットワークづくりを支援し、子育て支援サービスの向上に向けた環境整備を行う。	乙と連携し、子育て支援に係る施設等のネットワークづくり及びサービスの相互利用等を行う。	甲と連携し、子育て支援に係る施設等のネットワークづくり及びサービスの相互利用等を行う。
	教育	圏域内での図書館の相互利用を促進し、生涯学習の機会の充実	乙の住民に対し、甲が設置する図書館での蔵書の貸出サービスを	甲の住民に対し、乙が設置する図書館での蔵書の貸出サービスを

	を図る。	提供する。	提供する。
土地利用	長崎県と連携し、 圏域で都市計画 に関する情報を 共有し、相互利 用を行うとともに に、長崎都市計 画区域の一体的 な整備、開発及 び保全を図る。	長崎県及び乙に 対し、甲が保有 する都市計画に 関する情報を提 供するとともに、 必要な調整を行 う。	甲に対し、乙が 保有する都市計 画に関する情報 を提供するとと もに、必要な調 整を行う。
地域振興	一次産業の担い 手を育成・確保 するため、就業 支援に取り組む。	乙と連携し、各 種就業支援の事 業に取り組む。	甲と連携し、各 種就業支援の事 業に取り組む。
	長崎公共職業安 定所、長崎県及 び関係機関と連 携し、求職者に 圏域企業等への 就労を促すため の各種支援を行 う。	長崎公共職業安 定所及び長崎県 との共催による 合同企業面談会 の実施等、圏域 の就労支援施策 に取り組むとと もに、関係機関 との連絡調整及 び必要な支援を	甲及び関係機関 と連携し、各種 就労支援施策に 取り組む。

		行う。	
災害対策	大規模災害発生時等における広域避難体制の確立や相互応援の円滑化等災害対策の充実を図る。	乙と大規模災害発生時等における連携・協力体制を確立するとともに、必要な連絡調整を行う。	甲と大規模災害発生時等における連携・協力体制を確立する。
環境	低炭素・循環型社会の形成を図るとともに、温室効果ガスの排出削減に寄与する取組を行う。	乙及び関係機関と連携し、再生可能エネルギー等の普及促進、環境行動の促進等、地域の特色を活かした地球温暖化対策を推進する。	甲及び関係機関と連携し、地域の特色を活かした地球温暖化対策を推進する。
その他	火葬場の設置及び運営を行い、圏域の住民の衛生・安全の向上を図る。	火葬場の設置及び運営を担う。	甲が担う火葬場の設置及び運営に協力する。
(2) 結びつきやネットワークの強化に	公共交通	地域公共交通ネットワークの維持・形成に取り組み、圏域の住	乙及び関係機関と連携し、公共交通網その他地域公共交通ネット

係る政策 分野	民の移動手段の確保、利便性の向上等を図る。	トワークの維持・形成に取り組む。	トワークの維持・形成に取り組む。
道路交通	関係機関と連携し、高規格道路網をはじめとする広域幹線道路網の整備促進に取り組み、圏域内の交通の円滑化を図る。	乙及び関係機関と連携し、広域幹線道路網の整備促進に取り組む。	甲及び関係機関と連携し、広域幹線道路網の整備促進に取り組む。
情報発信	圏域の各種行事において連携した取組を行うとともに、圏域のメディアを活用し、住民への情報発信及び情報共有を推進する。	乙と連携し、各種行事の情報共有を図り、住民に対して情報発信を行う。	甲と連携し、各種行事の情報共有を図り、住民に対して情報発信を行う。
地産地消	農水産物の特産物及びイベントについて情報発信を行うとともに、生産者・事	乙及び関係機関と連携し、農水産物のイベントの開催及び情報発信を行う。	甲と連携し、農水産物のイベントの開催及び情報発信を行う。

		業者の相互参加を促進する。		
	その他	独身男女の出会いの場を創出し、結婚希望者の婚姻活動（婚活）を支援する。	乙及び企業・団体等と連携し、独身男女の交流を促す仕組みを構築するとともに、婚活事業を実施する。	甲と連携し、婚活を支援する取組を推進する。
(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	職員育成・交流	職員の資質向上及び公務能力の向上を図るとともに、職員間の交流を深め、相互の連携を強化する。	乙と連携し、人材育成・交流に向けた取組を推進するとともに、必要な連絡調整を行う。	甲と連携し、人材育成・交流に向けた取組を推進する。
	人材育成	圏域の学生が地域活動を行うに当たり、希望する学生とその機会を提供する地域団体等をつなぐ取組を推進する。	学生と地域団体等をつなぐ取組を推進し、学生・地域への周知を行う。	甲と連携し、学生と地域団体等をつなぐ取組を推進し、学生・地域への周知を行う。



八

